

京都府省エネ対策連絡調整会議構成団体の長 様

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課長  
( 公 印 省 略 )

電力需給ひっ迫警報・注意報発令時の連絡体制について (依頼)

平素は、京都府の環境・エネルギー行政に御理解・御協力を賜りありがとうございます。  
さて、今夏は国からの節電要請は求められていないものの、電力需給がひっ迫する見通しとなった場合、前日 16 時を目処に資源エネルギー庁から、広域予備率が 5 %を下回る場合には需給ひっ迫注意報、3 %を下回る場合には需給ひっ迫警報が発令され、地方経済産業局等を通じて各都道府県にメール送付により伝達があり、都道府県は市町村・関係団体等へ伝達することとされています。

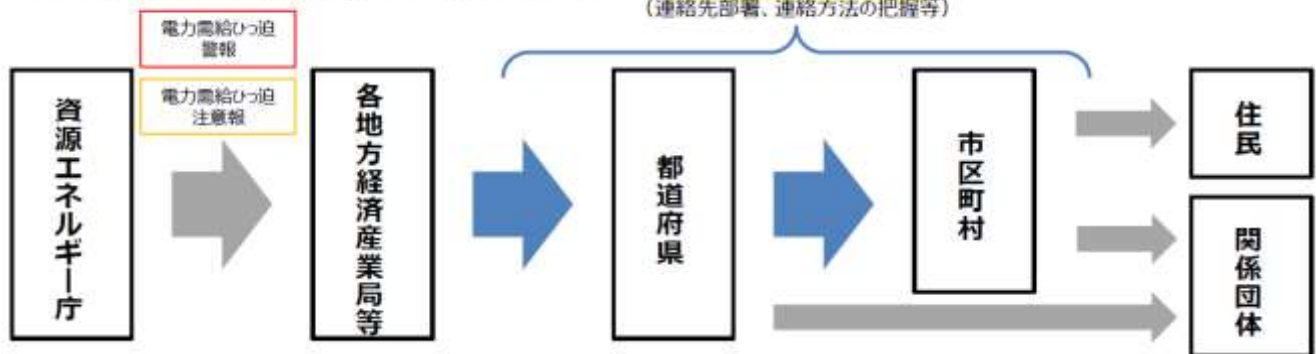
つきましては、需給ひっ迫警報・注意報が発令された場合、京都府脱炭素社会推進課から、貴団体の担当者等連絡先 (事前に登録されたもの) 宛てへメールにより伝達しますので、貴団体会員等への周知について御協力をお願いします。

【需給ひっ迫注意報・警報の連絡フロー】

発令時、近畿経済産業局からの連絡 (メール) を受けて、京都府脱炭素社会推進課から、市町村、京都府省エネ対策連絡調整会議構成団体及び府庁内 (主管課担当者等) へ伝達  
※近畿経済産業局 (近経局節電関係業務 [bzl-kin-setsuden@meti.go.jp](mailto:bzl-kin-setsuden@meti.go.jp)) からのメールを脱炭素社会推進課 (脱炭素社会推進課 [datsutanso@pref.kyoto.lg.jp](mailto:datsutanso@pref.kyoto.lg.jp)) から自動転送。  
(土日祝日も発令される可能性があります。)

<電力需給ひっ迫注意報/警報連絡フロー>

連絡体制の構築  
(連絡先部署、連絡方法の把握等)



※上記ルートの外に、併行して他のルートでも伝達されるため、重複して連絡が届く場合がありますこと御承知おきください。

|       |  |
|-------|--|
| 担 当   | 京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課<br>企画調整係 下村   |
| T E L | 075-414-4708   |
| 回答先   | <a href="mailto:datsutanso@pref.kyoto.lg.jp">datsutanso@pref.kyoto.lg.jp</a> |